

一般社団法人 丹波青年会議所

2013年度

体験入会期間について

一般社団法人 丹波青年会議所は、明るい豊かなまちづくりを目標に、丹波市を中心に活動をしています。活動を通じて、青年会議所会員や地元の各種団体の人たちと友情を育みつつ、自分自身を磨くチャンスがたくさんあります。

でも、いきなり入会はちょっと・・・、とお考えの方、是非体験入会期間を利用し、6ヶ月間（最大）私たちと一緒に活動してみませんか？きっと、あなたなりの新しい発見があるはずです。

期間終了後に、ご希望があれば正会員として入会していただく事も可能です。

（但し当会の定める入会規定に沿った手続きがございます。）

内容

①本青年会議所の毎月の総会、例会、委員会に6ヶ月間無料で参加できます。

②本青年会議所の各種事業への参加。

※本青年会議所以外の青年会議所主催事業には参加できません。

入会資格：満20歳以上38歳未満の方で、本青年会議所の趣旨に賛する方。

（お問い合わせ先）

一般社団法人 丹波青年会議所 TEL0795-72-3398

〒669-3311 兵庫県丹波市柏原町母坪 346 伏見屋 2階

平成 年 月 日

一般社団法人 丹波青年会議所

理事長 深田 享保 殿

体験入会誓約書

私は一般社団法人の体験入会制度の内規を厳守し、節度ある行動いたしますので、許可をお願い致します。

記

現住所

氏名

生年月日

昭和

年

月

日

勤務先名

勤務先住所

役職

推薦人

体験入会制度内規

- 1、年齢は20歳以上40歳未満とする。
 - 2、例会には男性は背広・ネクタイ着用にて出席する事。女性はこれに準ずる服装とする。
 - 3、体験入会者は例会開始時間10分前には所定の場所に着席する事。
 - 4、総会時の体験入会者の質問及び発言は認めない。
 - 5、推薦人は署名捺印の上、役員会2日前までに申込書を事務局へ提出する事。
 - 6、体験入会者の承認は理事会にて行う。
 - 7、理事会承認後の翌月より体験入会期間とする。
 - 8、推薦人は原則として同伴する事。万一同伴出来ない場合は拡大広報委員会に連絡する事。
 - 9、その他運営上の問題は、拡大広報委員会協議の上、役員会及び理事会に報告する。
 - 10、体験入会者は他会員とも理解し合い、モラルに従い行動する事。
 - 11、規約を守れない、及び秩序ある行動をとれない場合は体験入会期間をお断りする場合もある。
- ※ 本入会の場合は入会金20,000円、年会費140,000円となります。